

扶桑町ごみ処理基本計画（改訂版）（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について

令和2年2月13日
産業建設部産業環境課

扶桑町ごみ処理基本計画（案）について、令和2年1月6日から2月5日までの期間、ご意見を募集したところ、8件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、公表します。

なお、ご意見につきましてはいいただいた文面のまま記載していますが、個人や場所が特定される可能性があるものや添付書類等の一部編集をしております。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>（概要版）（本編）（資料編）を確認いたしました。（本編）で前回地区として問題視した、スプレー缶の扱いについて残念ながら不明確です。（私の見落としなら後日教えてください）</p> <p>また『資源回収解説書』を作成するので有れば平成22年度のような、同じ間違いをしてほしくないものです。</p> <p>今回の内容では私としてチェックする気になれません。</p> <p>前年度の住民の意見を取り組んだ内容で、再度ホームページに載せたらどうですか。</p>	<p>ごみ処理基本計画はごみ処理の実施方法の基本的な部分を掲載するものですので、具体的な排出方法にまでは記載しておりませんでした。スプレー缶につきましては地区集積所での影響も大きいことから計画の中に記載することといたしました。</p>

	真剣に産業環境課関係者に取り組んでほしい。	
2	5 p アルミの欄に※をつけないのはなぜですか。	「スチール、アルミともに」という意味で表記していますが、わかりにくいので修正しました。
3	6 p 紙類（牛乳パック、紙容器）総合福祉センターとは、社会福祉センター（浴場施設併用も含まれますか）取扱が2ヶ月毎では、期間が長くて持っていく気になれません。検討をお願いします。	住民の皆様にご協力いただいている牛乳パック、紙容器回収ですが、扶桑町役場、総合福祉センターでは開庁日に常時回収をしております。その他の施設では2ヶ月毎の指定された日程となっております。収益は社会福祉協議会の運営費となりますので、ご理解の上、今後ともご協力いただければ幸いです。この件につきましては、年度当初の広報に折り込む事業カレンダーでわかりやすい表記に努めて参ります。
4	3 2 p 行政の役割を厳守、行動で示してください。 2019年度4月の町関係者による集積状況パトロールを見ている、スプレー缶の当時（穴あけ必要な時）その実施状況を確認する、町担当職員は誰も確認せず、立派な基本計画書を作成し、新年度の実施を楽しみにしています。	衛生委員会議や資源ごみ回収の現地調査をはじめとして、必要な情報を必要なタイミングで衛生委員を通じて住民の皆様にお届けできるように努めて参ります。
5	こんな大事なことは何故回覧を作成し、各地域の役員経由で住民の意見を集めないのですか。	住民の皆様への周知は扶桑町パブリックコメント手続実施要綱第5条に基づき進めております。 「(計画等の案の公表方法) 第5条 前条の規定による公表は、同条第2項第1号及び第2号に掲げる資料を町の広報紙に、公表する計画等の案及び同条第2項各号に掲げ

		る資料を町のホームページに掲載するとともに、実施機関の担当課に備えつけることにより行うものとする。」
6	ホームページを勝手に見て意見を出す人は、何人くらいいるのですかね。	このご意見も含めまして8件のご意見をいただきました。
7	<p>ごみ処理基本計画(改訂版)(案)の紙類(牛乳パック、紙容器)について。</p> <p>現在の計画書では、高齢者及び車を使用しない家では、集荷場所が遠くまた2ヶ月に1回では不便です。</p> <p>せめて現在行っている月1回の第2土曜日に、他の紙類と一緒に集荷して頂くと良いと思います。</p>	<p>住民の皆様にご協力いただいている牛乳パック、紙容器回収ですが、扶桑町役場、総合福祉センターでは開庁日に常時回収をしております。その他の施設では2ヶ月毎の指定された日程となっております。</p> <p>収益は社会福祉協議会の運営費となりますので、ご理解の上、今後ともご協力いただければ幸いです。</p> <p>また、施設での回収以外には地区資源ごみ集積所で牛乳パック、紙容器それぞれ雑紙として回収もできますのでご利用ください。</p> <p>この件につきましては、年度当初の広報に折り込む事業カレンダーでわかりやすい表記に努めて参ります。</p>
8	<p>扶桑町ごみ処理基本計画(改訂版)のあらまし【概要版3頁】の基本方針：ごみの適正処理の確保</p> <p>基本的な施策：収集運搬1)ごみ出し、収集に関する体制の検討に関する意見</p> <p>1 可燃性ごみ収集方法の変更 戸別収集(ごみ集積所収集から「戸別収集」へ移行)</p>	<p>現在の収集方法につきましては、ごみ収集の効率化を高め、収集時間やコストの面をできる限り減らしていく方法として住民の皆様にご協力を頂いているところです。</p> <p>収集場所での不法投棄などのマナーにつきましては、町としても啓発に努めておりますがご不便をお</p>

<p>2 可燃性ごみ収集場所 扶桑町大字〇〇</p> <p>3 ごみ集積所収集の現状と問題点</p> <p>(1) 現状 最近の収集日以外のごみ出し及び不法投棄並びに景観悪化</p> <p>ア 収集日以外のごみ出し (2日分の日付の記載)</p> <p>いずれの日も収集日以外にごみを出した住民のかたがいて、それを見た他の住民のかたが収集日と勘違いして出したと思われる。</p> <p>〇日は集積所南方向から来た自動車が集積所前で停車し、積んできたごみを出す等、集積所周辺住民のかたではなく、他の地域の住民のかたがごみを出していくことがある。</p> <p>イ 不法投棄 (日付の記載)</p> <p>軽自動車の運転手はごみ集積所を通過する前から自動車の窓を開け、レジ袋大のごみを右手に持って自動車の外に出しており、集積所南側を通過した際に投げ捨てていった。軽自動車の運転手は集積所通過前からごみを持った右手を出し、集積所にごみを覆う黄色のネットがあることから、運転手は以前からその場所にごみ集積所があることを知っていると思われる。</p> <p>ウ 景観悪化 (ごみの散乱)</p> <p>ごみ集積所による収集は収集日によって収集前及び収集後にごみが散乱し景観を損ねていることがある。</p>	<p>かけしているところです。</p> <p>カラス等の被害によりごみが散乱している点につきましては、可燃性ごみ収集時により清掃を丁寧に行いように努めて参ります。</p> <p>また収集場所の移動につきましては、収集ルート上であれば、移動が可能です。周辺住民の皆様で話し合っていたいた上で、役場にご相談いただければと思います。</p> <p>戸別収集につきましては、ご指摘のデメリットもあり、こちらを解消するためには1日あたりのごみ収集車の稼働台数を増やすなどで対応をしていかなくてはなりませんので、コスト増が見込まれます。なお、扶桑町内には狭隘道路がまだまだ残っておりますので、車両を停車させた状態で各戸のお家の前まで作業員が走って行かなくてはならない等の時間的に非効率な状況もう生じてまいります。</p> <p>過去は戸別収集であったものを、上記の理由でだんだん集約してきた経緯もありますので、コストの面や環境の美化の面など検討してまいりたいと考えております。</p>
---	--

(2)「戸別収集実施の背景」(東京都武蔵野市HPより引用)
集積所収集の問題点

「」部分が引用

前記の現状を踏まえ、

「ごみ集積所(ステーション)は、地域住民のかたのコミュニティの場であるという反面、」

「・利用するかた同士のトラブル」

「・ルール違反のごみ出しや不法投棄」

○指定日以外のごみ出しや人・自動車による通行途中の不法投棄がある

「・カラス・ネコ等による被害」

○カラスによる食い荒らし被害があり、収集はごみ袋のみで、散乱したごみは収集されない。

「・管理の仕事が一部のかたに集中する」

○収集後の散らばったごみ掃除の仕事がごく一部の住民のかたに集中する。ごみを出す住民のかたはいつもきれいに保たれている集積所を誰が掃除をしているか知らない。

○集積所から遠方の住民のかたはごみを運ぶのは面倒である。

等の問題点がある。

4 「戸別収集のねらい」(東京都武蔵野市HPより引用)

「」部分が引用

戸別収集に移行する目的及びデメリット

(1) 戸別収集に移行する目的

「戸別収集のねらい」

「・排出者が明確になり、ルール違反のごみが減少する」

○ごみを出すものが明確になり、ルール違反のごみが減る。

「・ごみ置き場をめぐるトラブルが減少する」

○集積所をめぐるトラブルがなくなる。

「・ステーションに出したら終わりだったごみに対する意識が変わる」

○ごみ集積所に出したら終わりというごみに対する意識が変わる。自分の家の前に出したごみがカラス等に食い荒らされ散乱した場合、掃除をしなくてはならないということが理解できる。

○自宅前にごみ出しができる。

(2) デメリット

○ごみ収集業者は集積所収集であれば、集積所ごと車両から降車しごみ収集をすれば良かったが、戸別収集では走り回ってごみを収集しなければならない。

○戸別収集の場合は家屋が狭隘道路にある場合、収集業者の車両が通行できない場合がある。

5 戸別収集を実施した自治体の例

東京都武蔵野市（東京都武蔵野市HPの資料添付）

<p>6 戸別収集のデメリットに対する解決策</p> <ul style="list-style-type: none">○戸別収集移行は担当部署から状況を説明し、積極的に依頼する。○ごみ収集業者は入札時に戸別収集に同意する業者を選定する。○狭隘道路は通行できるごみ収集車両を使用する。 <p>7 戸別収集実施に向け自治体が取り組むこと</p> <p>試験的实施</p> <p>戸別収集の試験的实施を行い、効果を検証する。</p> <p>8 その他</p> <ul style="list-style-type: none">○戸別収集は扶桑町内で既に実施されている地域がある。そのため貴町は戸別収集の要領を既に承知していると思われる。○現在の集積所は『防火水そうの上』であり、防火水そうが本来の使われ方とは違う使われ方をしている。万が一の際はごみが防火水そうの上にあることにより、作業の妨げになる可能性がある。(防火水そうの上をごみ集積所にするには関係部署に許可が取れているのでしょうか。)○収集に関する解釈 (扶桑町HPより引用) 「」部分が引用。 可燃性ごみ収集は貴町のホームページでは、「ごみ収集	
--	--

可燃性ごみ収集

週2回。朝8時から収集します。

扶桑町の指定袋で、収集経路上の決められた場所へ収集当日の朝に出してください。」

と記載されている。

ここには、決められた場所と記載されているのみで『ごみ集積所』という記載はない。従って、決められた場所に『各戸前（各自宅前）』としても良いと思われる。

9 結論

以上により、可燃性ごみ収集は、現在の「ごみ集積所収集」から『「戸別収集」へ移行』することが適切で、戸別収集へ移行することでごみ減量化が進むものと思われる。

10 添付資料

東京都武蔵野市のくらしのガイド掲載文書『戸別収集について』計2枚

以上

※ 戸別収集へ移行するまでの措置

○戸別収集へ移行するまでの間は集積所となっている防火水そう北側の三角地帯（右側の写真のとおり）を「可燃性ごみ集積所」とし、その場所に

- ・折り畳み式のごみ収集箱 蓋付

幅約 1800mm×奥行約 600mm×高さ約 650mm 容量
約 710L

を 2 個設置し、カラス等の食い荒らし被害を防止する。

○道路交通法第 45 条第 1 項第 3 号は、

・消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の測端
又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の
部分

を駐車禁止場所としているため、三角地帯を可燃性ごみ
集積所とし、収集箱を設置するのは検討すべき事項であ
る。

○参考～設置依頼のごみ収集箱はインターネットショッ
ピング利用により、40,000 円以下で購入可能である。